

# 事業計画（福島県広野町）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況※

町内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	5 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5 地区海岸

### ② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※。

広野海岸 : T.P. 8.7m（対象津波：明治三陸地震タイプ）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④平成24年度における成果

- ・ 3地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

### ⑤平成25年度の成果目標

- ・ 全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長(m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定						H24予算での実施内容	H25年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載	
				被災前現況高(m)	被災後復旧高(m)		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了				左記の実施状況
広野町	浅見川	837	堤防、離岸堤	5.50	8.70	完了	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	応急復旧	堤防工L=837m 離岸堤工L=510m	
広野町	高萩	450	消波堤	崖	4.00	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定		消波堤工L=450m	
広野町	下北迫	85	堤防、消波堤	6.20	8.70	—	H23.11	H25.3	策定中	H24.8	着工済み	H26.3	完了予定		・背後地の土地利用計画と調整を行った。	
広野町	折木	436	堤防	6.20	8.70	—	H23.11	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H26.3	完了予定		・背後地の土地利用計画と調整を行った。	
広野町	夕筋	225	護岸	6.20	6.20	—	H23.10	H25.3	策定中	H25.10	着工予定	H26.3	完了予定		・背後地の土地利用計画と調整を行った。	

## 2. 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系北迫川水系など<sup>※1</sup>の県管理区間では、全箇所<sup>※2</sup>の災害査定を完了し、9箇所<sup>※2</sup>で災害復旧事業を予定。

なお、広野町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度は、他事業との調整、地元住民との調整等を実施し、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度までの成果

- ・ 9箇所<sup>※2</sup>で災害査定を実施
- ・ 平成25年度に本復旧に着手できるよう、他事業との調整、地元住民との調整等を実施

- ④ 平成25年度の成果目標

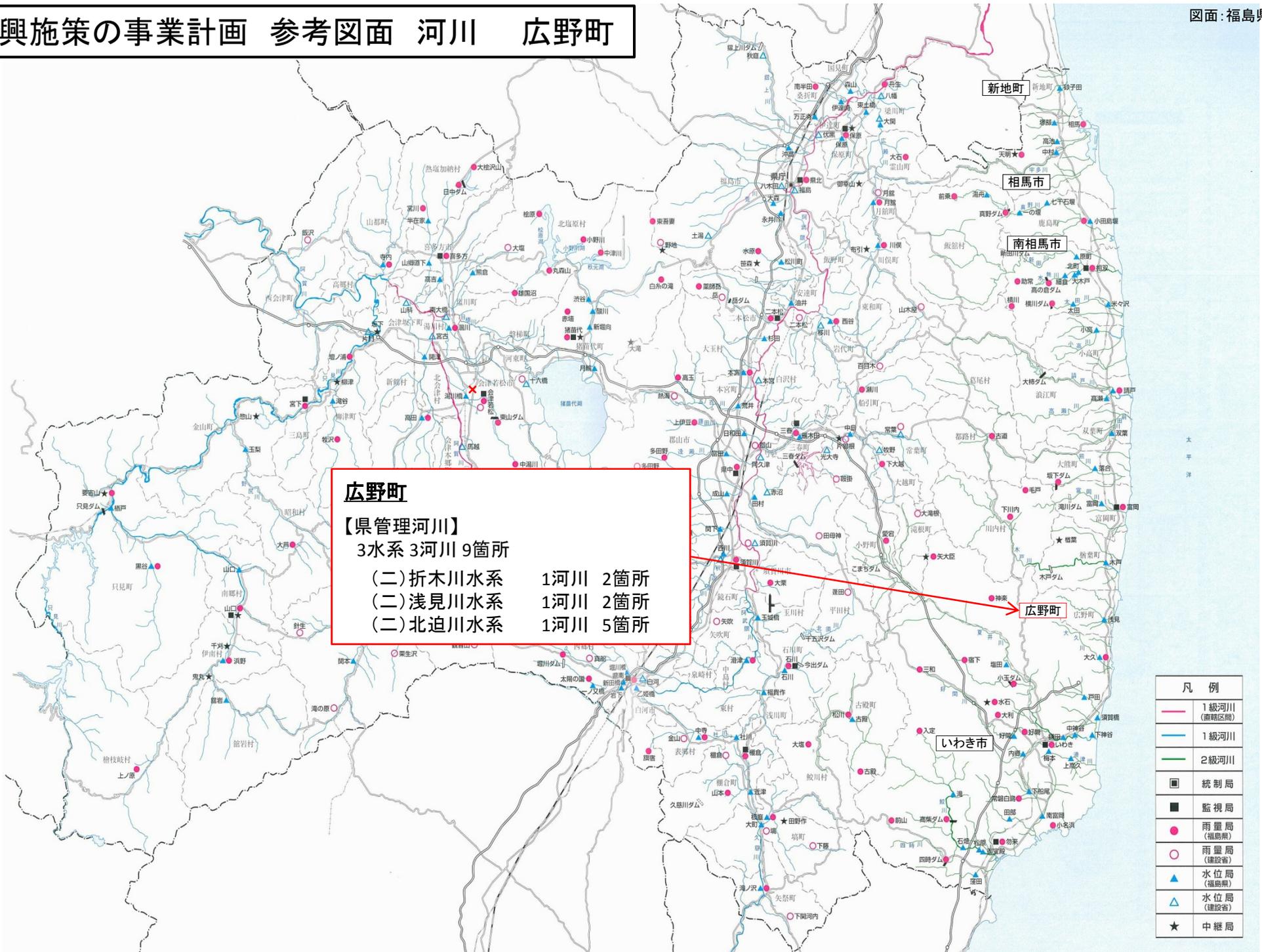
- ・ 引き続き調整等を実施しながら用地を取得し、本復旧に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

# 復興施策の事業計画 参考図面 河川 広野町

図面: 福島県提供



**広野町**  
**【県管理河川】**  
 3水系 3河川 9箇所  
 (二)折木川水系 1河川 2箇所  
 (二)浅見川水系 1河川 2箇所  
 (二)北迫川水系 1河川 5箇所

凡例	
<span style="color: red;">—</span>	1級河川 (高轄区間)
<span style="color: blue;">—</span>	1級河川
<span style="color: green;">—</span>	2級河川
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	統制局
<span style="background-color: black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	監視局
<span style="color: red;">●</span>	雨量局 (福島県)
<span style="color: red;">○</span>	雨量局 (建設省)
<span style="color: blue;">▲</span>	水位局 (福島県)
<span style="color: blue;">△</span>	水位局 (建設省)
<span style="color: black;">★</span>	中継局

### 3. 下水道

- ① 箇所名：広野浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成24年度における成果  
平成24年7月に通常レベルの処理を開始。

#### 4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 60ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 24ha

○平成 26 年度以降に営農再開を目指す農地 約 17ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

## 5. 復興まちづくり

### (1) 造成宅地滑動崩落緊急対策

#### ①地区名：下北迫字苗代替地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査・測量・設計を開始。実施設計が完了次第工事に着手。

#### ③平成24年度における成果

被災した造成宅地における調査及び実施設計を完了し、滑動崩落防止のための工事に着手。

#### ④平成25年度の成果目標

造成宅地滑動崩落緊急対策事業を完了する。

### (2) 学校施設等

#### ① 幼稚園・小中高等学校等

##### (i) 公立学校

##### <広野町立学校>

東日本大震災により被災した町立広野小学校、広野中学校、広野幼稚園、学校給食共同調理場を、公立学校施設の災害復旧に係る国庫負担（補助）の事業計画に基づき、以下のとおり早期の復旧を行った。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により当町が指定されていた緊急時避難準備区域が平成23年9月30日に解除されたことに伴い、本格的な災害復旧を行うことが可能となったことから、比較的軽微な被害に留まる学校施設であっても、平成23年度末までの工期で復旧が実施された。

- 比較的軽微な被害に留まる広野幼稚園・広野小学校・広野町学校給食共同調理場の3施設については、平成23年度内に復旧が完了した。
- 被災度区分上、小破となった広野中学校については、本校舎と併せて敷地内土地の復旧工事も併せて行った。
- 被災度区分上、大破となった広野中学校技術家庭科室棟については、既存の建屋を取り壊した上で同位置に改築した。平成23年度内に事業を着手し、平成24年度内復旧完了した。
- 福島第一原発事故によりいわき市立中央台南小学校へ移転して再開している広野小学校について、学校運営に必要な応急仮設職員室を設置し、広野町内本校舎での授業再開まで使用する。（平成24年8月27日再開）

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜広野町立社会教育施設＞

広野町立社会教育施設及び社会体育施設は、広野町公民館・広野町中央体育館・広野町総合グラウンド及び附属施設等が広野町中央台地区に集中している。

広野町公民館は、周辺舗装面の整備等比較的軽微な被害に留まる見込みであるが、社会体育施設は現在除染作業中であり、見通しが立っていない。

## 6. 災害廃棄物の処理

### ① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 80 千トン（災害廃棄物が約 55 千トン、津波堆積物が約 25 千トン）発生。

### ② 搬入状況について

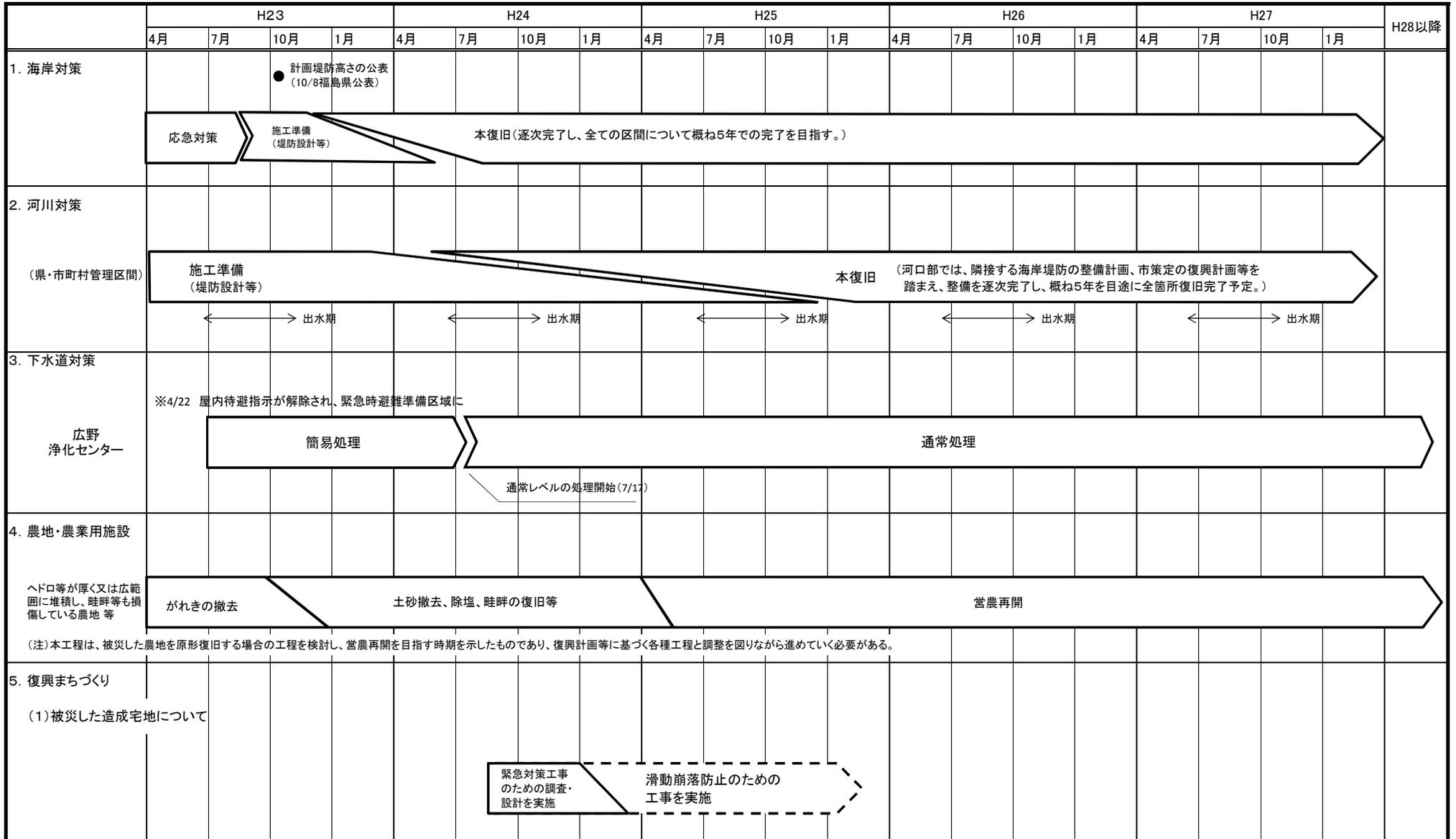
現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 7 月までに仮置場へ概ね搬入した。平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 46 千トン（推計量の 84%）、津波堆積物約 5 千トン（推計量の 20%）を仮置場へ搬入済み。損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、現在も大半の住民が各地へ避難しており、解体総数の把握及び隣接者との境界確定に時間を要し、解体撤去が早期に行えなかった。残りの解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中であり、平成 25 年 9 月までを目途に完了させる。津波堆積物についても、仮置場の確保が困難であるため、昨年度は予定通り進んでいないが、処理を並行して進め、仮置量の減容化に努めることで平成 26 年 3 月までを目途に完了させる。

### ③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 21 千トン（推計量の 38%）の処理を実施、津波堆積物についてはまだ実施していない。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、可燃物以外の災害廃棄物については平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、金属くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。また、津波堆積物については、平成 26 年 3 月までを目途に処理を行う。

# 工程表(福島県広野町)



	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降					
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月						
(2)学校施設等																										
○幼稚園・小中高等学校等																										
<町立学校>																										
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧			幼稚園・小学校 給食センター復旧																							
甚大な被害を受けた学校の復旧			仮設職員室設置																							
			校舎・土地・テニスコート復旧及び改築工事																							
<町立社会教育施設>																										
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧							復旧 工事																			
6. 災害廃棄物の処理																										
災害廃棄物等の仮置場への移動	（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物の仮置場への移動）																									
	（その他の災害廃棄物等の仮置場への移動）																									
中間処理・最終処分																										
			（中間処理・最終処分）						（木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定）																	